

令和5年度

新宿区 定期利用保育のご案内

- パートタイム勤務などの短時間就労の方のお子さんを複数月継続して保育する制度です。区内在住の生後6か月から小学校就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんを対象としています。
- 定期利用保育には「空き保育室型」と「専用室型」があります。
「空き保育室型」
定員、保育室に余裕のある認可保育園の保育室を活用し、保育を行います。在籍状況により、利用定員を変更することがあります。
「専用室型」
認定こども園、認可保育園の定期利用保育・一時保育専用の保育室で保育を行います。
受入月齢や対象クラスは実施園毎に異なります。
- 利用できる期間は、利用の承諾を受けた年度の末日までです。
- 『午前8時30分から午後5時まで』のうち、就労・通勤に必要な時間の預かりとなります。延長保育はありません。

利用開始希望月	申込締切日	結果発表日【予定】
令和5年 4月	令和5年 3月 2日(木)	令和5年 3月10日(金)
5月	4月 5日(水)	4月17日(月)
6月	5月 8日(月)	5月18日(木)
7月	6月 5日(月)	6月15日(木)
8月	7月 5日(水)	7月18日(火)
9月	8月 7日(月)	8月18日(金)
10月	9月 5日(火)	9月15日(金)
11月	10月 5日(木)	10月18日(水)
12月	11月 6日(月)	11月16日(木)
令和6年 1月	12月 5日(火)	12月18日(月)
2月	令和6年 1月 5日(金)	令和6年 1月15日(月)
3月	2月 5日(月)	2月13日(火)
4月	令和6年1月頃にご案内します	

【問合せ先・申込先】 新宿区子ども家庭部保育課 入園・認定係(区役所本庁舎 2階14番窓口)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
電話:03-5273-4527(直通) FAX:03-3209-2795

1 利用要件・利用日時

【利用要件】 区内在住の方で、保護者が次の①～③のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内でお子さんと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 利用開始希望月から就労を開始することが決まっていること。

【利用期間】 利用の承諾を受けた年度の末日までです。

【利用日時】

- ① 祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日までのうち、父母ともに就労している曜日の利用（曜日固定）となります。
 - ※ ウィズブック保育園中落合、キッズガーデン新宿西落合、しんえい子ども園 もくもく、二葉南元保育園では、土曜日の保育は実施していません。
 - ※ 週2日の利用から申込みが可能です。
 - ※ 原則として、曜日を固定した利用であるため、就労の曜日を固定して利用希望曜日を決めてください。シフト制勤務等、就労する曜日の固定が難しい場合は、利用の可能性のあるすべての曜日での利用承諾となりますが、利用できるのは承諾されている曜日のうち、就労する曜日のみとなります。ただし、保育料は利用承諾されている日数により決定します。
- ② 『午前8時30分から午後5時まで』のうち、就労・通勤に必要な時間の預かりとなります。
 - ※ 延長保育はありません。

2 実施園・利用定員

実施園 名称	受入 年齢	所在地	電話番号	利用定員					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
空き保育室型定期利用保育									
にじいろ保育園西早稲田	満1歳 以上	西早稲田1-2-2	6273-9227		6				6
にじいろ保育園市谷加賀町		市谷加賀町2-4-18	6280-7391		6				6
専用室型定期利用保育									
大木戸子ども園	生後 6か月 以上	四谷4-17	3359-4212	2	4		4		10
おちごなかい子ども園		(乳児園舎)中井1-8-12	3361-1296	1	4				5
柏木子ども園		(乳児園舎)北新宿2-3-7	3369-1062	1	2				3
西新宿子ども園		西新宿4-35-5	3377-9351	1	2		1		4
ウィズブック保育園中落合		中落合3-21-10	6914-4960	1			2		3
キッズガーデン新宿西落合		西落合2-7-16 伊勢光ビル2・3F	6908-1723	1			2		3
しんえい子ども園 もくもく		高田馬場4-36-12	5332-5544	2	4		4		10
二葉南元保育園		南元町4	3351-3819	1			6		7

3 クラス分け

毎年4月1日現在の満年齢によってお子さんのクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えた場合でも、クラスに変更はありません。令和5年度のクラス分けは下表のとおりです。

クラス	お子さんの誕生日
0歳児 ※	令和 4年(2022年)4月2日 以降
1歳児	令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日
2歳児	令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日
3歳児	平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和 2年(2020年)4月1日
4歳児	平成30年(2018年)4月2日 ~ 平成31年(2019年)4月1日
5歳児	平成29年(2017年)4月2日 ~ 平成30年(2018年)4月1日

※ 利用開始希望月の1日に受入年齢(生後6か月)に達していないと申込みができません。

「特例1歳児」の申込みについて

(にじいろ保育園西早稲田、にじいろ保育園市谷加賀町)

0歳児クラスの年齢のお子さんであっても、以下の要件を満たしているお子さんは、特例的に1・2歳児クラスへの申込みをすることができます。

- 利用開始希望月の1日までに満1歳の誕生日を迎えていること。
(例) 令和4年4月2日～5月1日生まれ…令和5年5月利用開始分から申込み可能
令和4年5月2日～6月1日生まれ…令和5年6月利用開始分から申込み可能
- 離乳食が完了し、幼児食に移行していること。
0歳児クラスの定期利用保育を実施していない園であるため、離乳食の調理や調乳、ミルクのお預かり等ができません。そのため、内定後に幼児食への移行ができていないことが判明した場合は、内定を取り消します。
申込み時に「お子さんの食事の状況について」、「子どもの状況(0歳児クラス)」(指定様式)を提出してください。(指定様式は新宿区ホームページからダウンロードできます。)
- 1・2歳児クラスの年齢のお子さんと一緒に活動できること。
散歩等の日中の活動は、1・2歳児クラスでの集団保育となります。

【留意事項】

- ・ 既に『特例1歳児』を受け入れている場合は、体制によって受入れができないことがあります。
- ・ 利用調整の際には、1・2歳児クラスの年齢のお子さんを優先します。

4 申込方法

郵送での申込み

- 申込締切日必着でお申込みください。受付後に申込み控え等をお送りしますので、返信用封筒（切手貼付不要、送付先の住所・氏名を記入）を同封してください。
- 郵便事故等がご心配な方は、特定記録または簡易書留により送付してください。
- 普通郵便をご利用の方で電話による到着の確認を行う場合は、投函日から3日後以降にご連絡ください。

窓口での申込み

- 必ず事前に電話で日時をご予約の上、窓口へ申込書類をご持参ください。
- 各特別出張所、保育園・子ども園等では受付できません。

新型コロナウイルス感染予防のため、「郵送」によるお申込みにご協力をお願いします。

5 申込みに必要な書類

- 定期利用保育の申込みには、このご案内に綴じられている申込書一式と、保護者の就労状況を確認できる書類等が必要です。定期利用保育申込書等は1部できょうだい同時にお申込みいただけます。
- ★印の用紙は、この手引きには綴じられていませんので保育課入園・認定係にご請求ください。（新宿区ホームページからダウンロードもできます。）
- 認可保育園等の申込みをしている場合で、お子さんの状況や就労状況等に変更がないときは、家庭状況票2、児童状況票、就労証明書等就労状況を確認できる書類については提出不要です。

定期利用保育申込書一式 ※1世帯につき1部を提出

- ① 定期利用保育利用申込書
- ② 家庭状況票1
- ③ 家庭状況票2
- ④ 児童状況票
- ⑤ エントリーシート（令和5年度用 定期利用保育）

保護者の就労状況を確認できる書類 ※父・母それぞれを提出（ひとり親家庭の場合は1人分）

保護者の就労状況	必要書類
① 雇用されている場合 (親族経営の場合は ②)	「就労証明書」 ◇ 勤務先に記載を依頼してください。 ◇ 交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付してください。 「就労状況申告書」 ◇ 在宅勤務、同伴就労の場合はご提出ください。
② 自営業(フリーランス含む)、会社経営をしている場合 親族経営の会社で勤務している場合	「就労証明書」 「就労状況申告書」 「資格を示すもの」 ◇ 開業届、履歴事項全部証明書、営業許可証等の写し 「仕事の内容、仕事量がわかる書類」 ◇ パンフレット、会社のホームページ、受注表、契約書、請求書等の写し 「仕事の実績がわかる書類」 ◇ 源泉徴収票、就労者の確定申告書(控)等の写し

③ 就労内定の場合 (利用開始月から就労開始)	「就労証明書」 ◇ 利用開始希望月から就労することが決まっていることが条件です。 ◇ 就労開始後に、1か月分以上の実績がわかる書類（給与明細書の写し等）の提出が必要です。
-----------------------------------	--

状況により必要となる書類等

保護者、お子さん、家庭の状況	必要書類
① 育児休業取得中である場合	「育児休業からの復職に関する申告書（定期利用保育申込用）」 ◇ 利用開始月の末日までの復職が条件です。（勤務先との調整により利用開始月に復職できない場合は利用開始月の翌月1日まで） ◇ 申込締切日時点で育児休業を取得している方はご提出ください。
② ひとり親世帯である場合	「ひとり親世帯の状況申告書★」 「ひとり親であることが確認できる書類」 （戸籍全部事項証明書等） ◇ 離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。保護者1人分の就労状況が確認できる書類で審査する場合があります。
③ 外国籍の方である場合	「在留資格を証明する書類（在留カード（表裏）の写し等）」 ◇ 就労を許可されていない在留資格（家族滞在や就学等）の方が申し込む場合は、「資格外活動許可」を確認します。 ◇ 在留期間が切れている場合は、申し込むことができません。
④ 世帯の生計中心者が失業した場合	「離職票」、「離職証明書」、「雇用保険受給資格者証」の写し ◇ 利用開始希望月の申込締切日から2か月前の日が属する月初日以降の失業・倒産等の場合は、離職日や離職事由（自己都合の退職を除く）等が確認できる書類をご提出ください。
⑤ お子さんを認可外保育施設や知人等に預けている場合	「保育受託証明書★」 ◇ 預け先に記載を依頼してください。 ◇ ぎょうだい同時に申込みをする場合は、お子さんごとの証明書をご提出ください。
⑥ 祖父母が65歳未満で、同居または近隣に在住している場合	祖父母の「就労証明書」、「診断書(保護者用)★」など、祖父母の就労状況や健康状態が確認できる書類 ◇ 「同居・近隣在住」とは、保護者住所地从ら概ね1km圏内（直線距離）に居住している場合です。
⑦ 海外収入がある場合	「収入申告書★」、「収入額・控除額等がわかる書類」 令和5年4月から8月までの利用開始を申し込む方 ・令和3年1月から12月分（2021年中）のもの ・令和4年1月から12月分（2022年中）のもの 令和5年9月から令和6年3月までの利用開始を申し込む方 ・令和4年1月から12月分（2022年中）のもの
⑧ 「特例1歳児」として申込みを行う場合	「お子さんの食事の状況について★」 「子どもの状況(0歳クラス)★」

6 利用調整

利用調整とは

区が定める基準に基づき、保護者の就労状況等に応じて優先順位を付け、利用する保育園等の調整を行うことを「利用調整」といいます。

申込者が募集人数を超えた場合には利用調整を行いますので、必ず希望どおりに利用できるとは限りません。

利用調整は、申込締切日までに提出された申込書類を基に「定期利用保育基本指数」及び「定期利用保育利用調整指数」(P.7)に基づき、世帯の状況等を指数化(基本指数と調整指数を合算した指数)して順位を決め、同位の場合は「定期利用保育同一指数時の優先順位」(P.7)により、利用の可否を決定します。

基準日

定期利用保育基本指数及び利用調整指数は、申込締切日時点の状況が利用開始月まで継続するものとして認定します。

申込み以降、『利用開始までに』または『利用開始後短期間で』、申込み時と異なる状況(退職、転職、就労日数・時間の減少等)が判明し、指数が下がる状況である場合は、変更後の状況に基づき指数を再算定し、利用調整をし直します。その結果、利用開始内定の取消しや退園となることがあります。

そのため、家庭状況等に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。

申込締切日後に、指数の加算に影響する内容の書類が提出された場合は、翌月以降の利用調整に反映します。

基本指数と調整指数

定期利用保育基本指数は、お子さんの保護者(父母)それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。利用調整指数は、要件に該当する項目が複数ある場合は、合算した指数となります。

利用調整の流れ

定期利用保育基本指数と利用調整指数を合算し、指数が高い方から順番に希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。(指数が同一の場合は定期利用保育同一指数時の優先順位に沿って判断します。)

希望園の順位に関わらず、指数が高いお子さんから内定していきます。

定期利用保育 基本指数表

類 型		保護者の状況		基本指数		
就 労 ※ 1	被雇用者 (雇用されている者) * 親族が経営する会社で雇用されている者を除く	月 20 日以上	週 30 時間以上の就労を常態	17		
			週 20 時間以上週 30 時間未満の就労を常態	16		
			週 20 時間未満の就労を常態	15		
		月 16 日以上	週 32 時間以上の就労を常態	16		
			週 24 時間以上週 32 時間未満の就労を常態	14		
			週 24 時間未満の就労を常態	13		
	月 16 日未満	週 24 時間以上の就労を常態	12			
		週 18 時間以上週 24 時間未満の就労を常態	11			
		週 18 時間未満の就労を常態	10			
	自 営 ・個人事業主 (フリーランス) ・専従者 ・法人経営者 ・法人役員 ・親族経営の 会社で勤務	中心者※ 2 中心者外 ※ 3	被雇用者(雇用されている者)と同じ		10~17	
			※ 4		居宅外	居宅内
			月 20 日以上	週 30 時間以上の就労を常態	16	15
週 20 時間以上週 30 時間未満の就労を常態				15	14	
週 20 時間未満の就労を常態				14	13	
月 16 日以上			週 32 時間以上の就労を常態	15	14	
	週 24 時間以上週 32 時間未満の就労を常態	13	12			
	週 24 時間未満の就労を常態	12	11			
月 16 日未満	週 24 時間以上の就労を常態	11	10			
	週 18 時間以上週 24 時間未満の就労を常態	10	9			
	週 18 時間未満の就労を常態	9	8			
内 職		自宅での出来高払いの収入を得る就労を常態		8		
就労内定		就労証明書により就労開始日が確認できる場合は、類型「就労」を準用し、その基本指数から 1 点を減じた指数とする。(申込締切日現在、1 か月以上の就労実績を確認できない者を含む。)				
保護者の一方が不存在		保護者の一方が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・離婚前提の別居・未婚・長期入院・その他の状況から不存在であると認められる場合		17		
特例		緊急性が非常に高く、特に保育を必要とすると認められる場合(専用室型に限る)		8~17		

★定期利用保育の必要性の確認及び利用調整は、原則として保護者が保育園・子ども園の基本開所時間帯に月 48 時間以上の就労を常態としている場合に限る。

【備考】

- 1 申込締切日までに必要書類が提出されていない場合は、利用調整の対象外とする。
- 2 申込締切日までに提出された書類等によって確認できる利用開始後の保護者の状況により利用調整を行う。ただし、申込締切日後に申込み時と異なる状況であることが判明した場合は、再算定した指数で利用調整を行う。
- 3 保護者の指数を合算し、世帯の指数を決定する。
- 4 「就労」は、雇用契約や就業規則に基づく就労時間(1時間までの休憩時間を含む。)内の就労実績に基づく日数・時間等で算定する。ただし、同伴就労・居宅内自営の場合の就労時間は、就労状況申告書に基づき、家事・育児等の時間を除いたものとする。(就労状況申告書に家事・育児の時間の記入がない場合は、4時間を超えることに1時間を除く。)
- 5 申込締切日現在、1 か月以上の就労実績が確認できない場合は、「就労内定」と同様に基本指数から 1 点を減じた指数を適用する。
- 6 育児短時間等を取得する場合は、就労日数に変更なく 1 日あたり 2 時間以内の短縮であれば、取得前の就労日数、就労時間の指数を適用する。雇用契約や就業規則に基づく 1 日あたりの就労時間が 8 時間以上であって、就労日数に変更なく取得後の就労時間が 6 時間以上である場合は、同様の取扱いとする。

【類型の細目】

- ※ 1 「就労」には、産前・産後休暇、育児休業からの復職予定者を含む。
- ※ 2 「自営中心者」とは、①経営者(登記簿謄本、個人事業の開業・廃業等届出書、営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者)、②経営者ではない者(専従者を含む。)であって、就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)が支給されている者をいう。
- ※ 3 「自営中心者外」とは、自営協力者等上記「自営中心者」に該当しない者及び「自営中心者」であっても、収入・売上等の実績が確認できない者をいう。理由なく就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)が支給されていない者は、「自営中心者外」の指数を適用する。
- ※ 4 「居宅」には、同一住所・同一敷地内の別棟や別部屋を含む。

定期利用保育 利用調整指数表

項 目		調 整 基 準		調 整 指 数
世 帯 単 位	1 保護者の一方が不存在	保護者の一方が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚・その他の状況から、不存在であると認められる場合(原則として離婚成立前(離婚調停中・離婚協議中)を除く。)	保育協力可能な祖父母・同居人 無	4
			保育協力可能な祖父母・同居人 有	2
		新宿区に在住している世帯であって、保護者の一方が勤務先の命令に基づき単身赴任している場合(利用月中に単身赴任予定の者を含む。)		2
		自己都合により保護者の一方が新宿区内に住民登録がない場合		-4
		2 生計中心者の失業	利用開始希望月の申込締切日から 2 か月前の日が属する月初日以降の失業・倒産等により、緊急に生活費を得るための就労を要する場合 ※ 離職日・離職事由(自己都合の退職を除く。) が確認できる離職票・離職証明書等の写しを添付	
3 生活保護世帯	生活保護を受給している世帯である場合 ※ 保護受給証明書添付		2	
4 同居・近隣在住の祖父母	同居・近隣(保護者住所から直線距離でおおむね 1 km 圏内)に在住する祖父母(65 歳未満)の就労状況や健康状況等、保育の協力が困難である状況を確認できる書類(就労証明書・診断書 [区様式] 等)の提出がない場合		-2	
5 同一世帯内の未申込児童	同一世帯の保育園等に在籍していない未就学児童(申込み児童を除く。)について、保育園等の入園申込みをしていない場合 (幼稚園に在籍している場合、介護を要する等特別な事情がある場合を除く。)		-1	
児 童 単 位	6 認可外保育所等で保育	保護者が現に就労し、保育を必要とする時間、日数すべてを認可外保育所(認証保育所、企業主導型保育所を含む。)、ベビーシッター(都道府県に届出している事業者。親族・知人を除く。)に有償で預けている場合(1 か月以上の就労実績が確認できない場合を除く。) ※ 保育受託証明書添付		2
	7 同伴就労	申込児童を連れて就労している場合(内職を除く。)		-1
特例	8 特別な配慮を要する世帯			1~5

◆定期利用保育同一指数時の優先順位

1	基本指数	調整指数を付する前の基本指数の高い世帯	
2	利用希望日数	利用希望日数の多い世帯	
3	保護者が不存在	(1)両親 (2)ひとり親で保育協力可能な祖父母 無 (3)ひとり親で保育協力可能な祖父母 有	
4	認可外保育所等で保育	預けている期間が長い世帯(利用調整指数表 項目 6「認可外保育所等で保育」に該当する世帯)	
5	待機期間	待機期間(間を空けずに継続して申込みをしている期間)の長い世帯(育児休業期間中を除く。)	
6	きょうだい数等	きょうだいが定期利用保育を利用している園への利用申込み	
7	きょうだい同時申込	(1)三つ子以上 (2)双子 (3)その他	
8	きょうだい数等	(1)心身障害児(者)のきょうだいがいる世帯(同居に限る。) (2)未就学児童の人数が多い世帯 (3)小学生以下の児童の人数が多い世帯	※(1)きょうだいの身体障害者手帳(写)、愛の手帳(写)を添付 ※(2)(3)とも同数の場合は平均年齢の低い世帯を優先する。
9	産休・育休復帰者	保護者が利用開始月の末日までに、産後休暇、育児・介護休業法等法律に基づく育児休業を取得している職場に復職予定の場合(勤務先との調整により利用開始月に復職できない場合は利用開始月の翌月 1 日まで)	
10	収入等	(1)生活保護世帯(利用調整指数表 項目 3「生活保護世帯」に該当する世帯) (2)利用開始希望月の保育料階層区分が低位(B~D5)の世帯 [税申告が未申告等により推定できない場合は除く。]	
11	区民歴	新宿区民である期間 [継続して居住している(住民登録している)期間] が長い世帯 ※保護者の期間が異なるときは、長い方の保護者の期間を適用する。	

7 注意点

申込みに関すること

- 現在利用中の方でも、翌年度以降も継続して利用したい場合は、新たに申込みが必要です。翌年度に継続して利用できることを約束するものではありません。
- 定期利用保育を利用していることで、その後の認可保育園等への入園を保証するものではありません。
- 定期利用保育は待機児童対策事業の一環として実施しています。そのため、認可保育園等への入園申込みと併願し、認可保育園等への入園が内定した場合は、定期利用保育の申込みは取下げされたものとみなし、定期利用保育の利用調整は対象外となります。

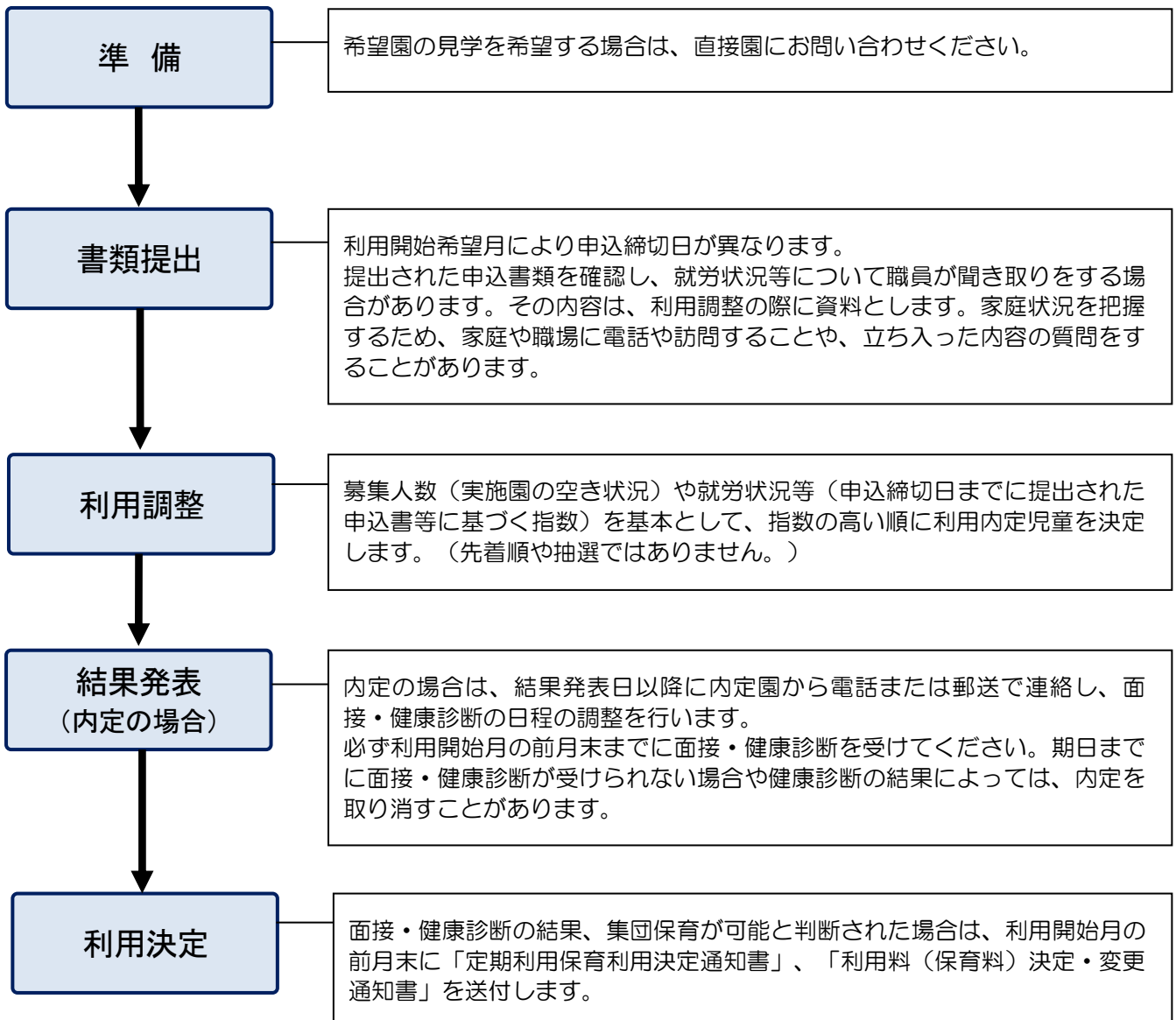
利用に関すること

- 給食・おやつは、通常の保育を利用するお子さんと同様に提供します。
- 『午前8時30分から午後5時まで』のうち、就労・通勤に必要な時間の預かりとなります。延長保育はありません。
- 就労を常態とすることが要件であるため、利用開始後に第2子以降の妊娠・出産等により仕事を休む場合や、退職した後に求職活動中となる場合は、利用が取消しとなります。第2子以降の妊娠の場合は、出産予定日の前8週を迎える月の末日まで利用できます。
- 利用の承諾を受けている曜日の変更（利用する曜日の変更、追加等）を希望する場合は、変更を希望する月の締切日までに、新たに申込み手続きが必要です。

提出書類

- ① 定期利用保育利用申込書
 - ② 家庭状況票 1
 - ③ 就労証明書等就労状況を確認できる書類（曜日の変更を要することがわかるもの）
- 定期利用保育の利用承諾曜日ではない曜日に、一時的に保育が必要となる場合は、利用園での一時保育としての利用が可能であるか園に相談してください。一時保育として利用する場合は、定期利用保育の保育料(利用料)のほかに、一時保育料がかかります。
 - 継続的な利用がない場合は、利用の承諾を取り消すことがあります。
 - 新宿区外に転出した場合は、転出した月の末日で利用が取消しとなります。

8 申込みから利用決定まで



利用調整の結果「不承諾」となった場合

- ◆ 就労状況等が確認できていて、利用開始を決定できなかった場合は、「定期利用保育不承諾通知書」を郵送します。不承諾通知書は、1回目の利用調整結果のみ通知します。
- ◆ 不承諾となった場合は、申込みの有効期間（当該年度末までの間で、申込日から起算して6か月後の利用開始月の申込みまで）は、申込みが継続しているものとみなし、不承諾となった翌月以降も利用調整を行います。（申込みの有効期間中に、申込みを希望しない場合は取下げの手続きが必要です。）
- ◆ 申込みの有効期間中に、家庭状況や就労状況等に変更が生じた場合は、必ず保育課入園・認定係にご連絡ください。変更手続きがないまま「内定」した場合は、「内定」を取り消すことがあります。
- ◆ 希望園の追加・変更を行う場合は、『定期利用保育 利用申込みに係る変更届』を各月の締切日までにご提出ください。（FAXでの提出可）
- ◆ 申込みの有効期間経過後も引き続き申込みを希望する場合は、再申込みが必要です。再申込み時期の案内は行いません。申込み時にお渡しする申込みの控え『保護者様控』でご確認ください。

9 保育料(利用料)

- 保育料(利用料)は、世帯の区(市町村)民税額を基に算定した額を合算し、世帯の保育料階層を決定する応能負担制です。適当たりの利用日数に応じた保育料(利用料)を決定します。多子世帯等の負担軽減制度はありません。
- 保育料(利用料)の算定基準となる区(市町村)民税額は、下表のとおり年度途中で変わります。4～8月利用開始となった場合、9月以降の保育料(利用料)は改めて算定するため、保育料(利用料)が変わる場合があります。

	令和5年										令和6年		
利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保育料の算定基準	令和4年度 区(市町村)民税額					令和5年度 区(市町村)民税額							

- 住民税額が未申告等により不明な場合は、最高階層(最高額)となります。
- 国内に住所を有していなかった等の事情により海外で得た等の収入の全部または一部が課税されていない場合等は、収入申告書と併せて収入額や控除額等を推定できる資料を提出していただき、地方税法に準じた区(市町村)民税相当額を算出します。
- ひとり親世帯でお子さんの祖父母と同居の場合、祖父母の所得も含め保育料(利用料)を算定する場合があります。
- 区(市町村)民税の税額が更正された場合、更正されたことがわかった月の翌月から保育料(利用料)が変更となる場合があります。
- 保育料(利用料)の支払い方法等は、園によって異なります。

区立園の場合

- 支払期日：利用月の前月25日まで〔利用開始月の利用料は利用開始月の14日まで〕
(日曜日・祝日の場合は翌営業日)
- 支払方法：納付書(利用する園で配付)により、お近くの銀行・郵便局等金融機関または特別出張所窓口でお支払いください。

私立園の場合

利用する園にお支払いいただきます。支払期日や方法等は直接園にお問い合わせください。

令和5年度 定期利用保育 保育料（利用料）表

認可保育園及び認定こども園の定期利用保育料(利用料) は、区立園・私立園とも同額です。

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の特別区民税の額(A階層を除く)	週5日以上	週4日	週3日	週2日
A	生活保護世帯等 ※	0 円	0 円	0 円	0 円
B	特別区民税非課税	0 円	0 円	0 円	0 円
C1	特別区民税均等割のみ課税	1,460 円	1,160 円	870 円	580 円
C2	1 円以上5,000円未満	1,850 円	1,480 円	1,110 円	740 円
C3	5,000円以上50,000円未満	2,390 円	1,910 円	1,430 円	950 円
D1	50,000円以上53,000円未満	5,170 円	4,130 円	3,100 円	2,060 円
D2	53,000円以上70,000円未満	6,410 円	5,120 円	3,840 円	2,560 円
D3	70,000円以上86,000円未満	7,260 円	5,800 円	4,350 円	2,900 円
D4	86,000円以上123,000円未満	11,900 円	9,520 円	7,140 円	4,760 円
D5	123,000円以上160,000円未満	14,750 円	11,800 円	8,850 円	5,900 円
D6	160,000円以上185,000円未満	16,610 円	13,280 円	9,960 円	6,640 円
D7	185,000円以上210,000円未満	18,230 円	14,580 円	10,930 円	7,290 円
D8	210,000円以上220,000円未満	19,700 円	15,760 円	11,820 円	7,880 円
D9	220,000円以上240,000円未満	21,250 円	17,000 円	12,750 円	8,500 円
D10	240,000円以上260,000円未満	22,560 円	18,040 円	13,530 円	9,020 円
D11	260,000円以上270,000円未満	23,950 円	19,160 円	14,370 円	9,580 円
D12	270,000円以上280,000円未満	25,110 円	20,080 円	15,060 円	10,040 円
D13	280,000円以上290,000円未満	26,420 円	21,130 円	15,850 円	10,560 円
D14	290,000円以上300,000円未満	27,580 円	22,060 円	16,540 円	11,030 円
D15	300,000円以上310,000円未満	28,740 円	22,990 円	17,240 円	11,490 円
D16	310,000円以上320,000円未満	29,750 円	23,800 円	17,850 円	11,900 円
D17	320,000円以上330,000円未満	30,900 円	24,720 円	18,540 円	12,360 円
D18	330,000円以上370,000円未満	33,530 円	26,820 円	20,110 円	13,410 円
D19	370,000円以上400,000円未満	37,780 円	30,220 円	22,660 円	15,110 円
D20	400,000円以上470,000円未満	41,490 円	33,190 円	24,890 円	16,590 円
D21	470,000円以上540,000円未満	44,430 円	35,540 円	26,650 円	17,770 円
D22	540,000円以上650,000円未満	47,750 円	38,200 円	28,650 円	19,100 円
D23	650,000円以上760,000円未満	51,070 円	40,850 円	30,640 円	20,420 円
D24	760,000円以上870,000円未満	54,400 円	43,520 円	32,640 円	21,760 円
D25	870,000円以上	57,720 円	46,170 円	34,630 円	23,080 円

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯をいいます。